

高知県土地基本条例の体系図

基本理念

土地についての公共の福祉優先

(土地は限られた資源、県民の諸活動の基盤 法律・条例の範囲内での私権行使)

土地利用施策

基本的施策と土地利用調整の仕組み

(地域の諸条件・土地利用計画にあった土地利用)
適正な利用及び土地利用計画に従った利用

県土の保全と安全性の確保

環境及び文化への配慮

地域区分に応じた土地利用

施策の連携による総合的な土地利用

土地に関する情報の整備及び提供



県の土地利用
のあるべき姿
の現実



土地利用にかかる
条例及び法令等に
基づく土地利用計
画の策定



県土地利用基
本計画等をベ
ースとして、市
町村の総合的
な土地利用計
画策定を誘導



市町村の総合的な
土地利用計画の策
定

土地利用調整制度

市町村長の合理的な意見の尊重

事前協議の義務化

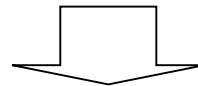
説明責任の明確化

届出制と中止命令

条例の実効性の確保

(住民参加で進める土地行政)
住民の視点に立った利用

環境の保全と地域社会の振興との調和の取れた利用



県土の適正な「利用、開発、保全」を行うことによってその秩序ある発展を図り、よりよい状態で次世代に引き継いでいく。